

令和6年度第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月6日（月）13時30分～14時45分

2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室

3. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 8件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 9件
議案第3号 農用地利用集積計画について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
議案第5号 賃借料情報の提供について
議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

4. 報 告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 1件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 6件

5. 出席委員 14名

会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、
4番農宮弘子、5番平山光子、6番篠崎輝武、7番池田繁雄、
9番石井政樹、10番市原勉、11番斉藤ひろ子、12番子安明宏、
13番秋山美徳、15番戸田敏一

6. 欠席委員 14番片岡孝

7. 事務局 池田事務局長、小川主査

8. 議事録

議 長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和6年度第10回農業委員会定例総会
を開会いたします。それでは議事に入ります。
初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、10番市原委員と11番斉
藤委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。
また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。
なお、発言につきましては、議長の指名後をお願いいたします。審議の過程を
詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいた
します。
また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言は
ご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、6議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、8件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、9件、議案第3号、農用地利用集積計画について、議案第4号、農用地利用集積等促進計画について、議案第5号、賃借料情報の提供について、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてです。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和6年12月27日、午前9時より、2班の野口委員、平山委員、池田委員、市原委員、子安委員にご出席いただき、実施いたしました。

また、議案書の6ページ、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の申請番号2から9については、農地の転用面積が3,000平方メートル以上であり、一般社団法人千葉県農業会議の常設審議委員会の審議案件となることから、吉井会長と地元の小野推進委員にも現地調査に立ち会っていただきました。

以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、4番、農宮委員は退室をお願いいたします。

一時休憩します。

(農宮委員退室)

議 長 再開します。

申請番号1につきまして、子安委員より意見発表をお願いします。

12番 番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、薄島字南新田の畑、1,309平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は相続したが農地の維持管理ができなため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画には、植木の作付けを予定しています。12月27日に現地を確認しましたが、問題となるような状況は見られませんでした。以上のことから、許可相当と判断します。

議 長 次に、申請番号2につきまして、野口委員より意見発表をお願いします。

1番 番号2について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、押堀字平田の田、49平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により農業経営を縮小したため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付けの予定です。12月27日に現地を確認し

ましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号3につきまして、池田委員より意見発表をお願いします。

7 番 番号3について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上谷字外数内の畑2筆で、465平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人が高齢化で農地を耕作できなくなってしまう、譲受人と売却の合意ができたことから申請したものであります。営農計画においては、さつまいもの作付けを予定しています。昨年12月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号4につきまして、子安委員より、意見発表をお願いします。

12 番 番号4について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、宿字熊沢の田2筆、合計1,295平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。12月27日に現地を確認しましたが、問題となるような状況は見られませんでした。以上のことから、許可相当と判断します。

議 長 次に、申請番号5につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

5 番 番号5について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。譲受人は、相続したが農地の維持管理ができないため、譲受人は農業経営拡大のためです。申請地は、求名字江原野、29平方メートルの畑です。営農計画は、落花生の作付けを予定しています。農機具等が揃っており、特に問題はないと思われます。昨年12月27日に現地を確認しております。以上です。

議 長 次に、申請番号6につきまして、野口委員より意見発表をお願いします。

1 番 番号6について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、松之郷字馬場の畑、1,791平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢による農業経営の縮小のため、譲受人は新規に就農するため会社を退職し、隣地に土地付き建物を同時に購入し、今後永住し農業経営を行うためです。営農計画においては、じゃがいも、さつまいも、菊いもの作付けを予定しています。12月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見

られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号7につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

10番 番号7について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、東中字山王の畑2筆、合計730平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。農計画においては、落花生の作付けを予定しています。12月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要書類も整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号8につきましても、市原委員より意見発表をお願いします。

10番 番号8について説明します。本件は、農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は、上武射田字明野の畑2筆、合計1,969平方メートルの農地です。申請理由は、譲受人は法人設立に伴う経営農地の確保のため、譲渡人は高齢化により後継者不在による農業経営縮小のためです。営農計画においては、ハウスでのいちごの栽培を予定しています。12月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページから5ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、正気小学校の南東、約500メートルに位置しています。譲渡人は農地の維持管理ができないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、槇、ヤシなどの植木です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号2は、売買による所有権移転の申請です。場所は、ケーズデンキ東金店の南東、約800メートルに位置しています。譲渡人は高齢による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。場所は、上谷三区公民館の北西、約250メートルに位置しています。譲渡人は高齢による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、さつまいもです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等につい

ては問題ないと思われます。

申請番号４は、売買による所有権移転の申請です。場所は、ＪＡ山武郡市グリーンプラザの南、約５００メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号５は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、求名駅の北東、約９００メートルに位置しています。譲渡人は農地の維持管理ができないため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、落花生です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号６は、売買による所有権移転の申請です。場所は、松之郷の願成就寺の北西、約４００メートルに位置しています。譲渡人は老齢による農業経営縮小のため、譲受人は新規就農のため、売買することとなったものです。作付作目は、さつまいも、じゃがいも、菊いもです。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号７は、売買による所有権移転の申請です。場所は、豊成こども園の南東、約１キロメートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、落花生です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号８は、賃借権設定の申請です。場所は、セブンイレブン東金武射田店の北、約３００メートルに位置しています。譲渡人は老齢による農業経営縮小のため、譲受人は新規就農のため、賃借権設定することとなったものです。作付作目は、苺です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(農宮委員入室)

議 長 再開します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

5 番 番号1について説明します。本件は、農地法第5条の規定による使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。申請地は、田間三丁目、1, 125平方メートルの畑で、区画整理地内の農地です。転用の目的は、2階建共同住宅2棟、駐車場16台です。用水、雨水排水、汚水排水については、既存を利用します。工事中は防護ネットを張り砂等の飛散を防ぎ、隣接農地所有者には境界コンクリートブロックの設置を説明済みです。事業計画書、資金計画書、見積書等申請に必要な書類は提出されており、特に問題はないと思われます。以上です。昨年12月27日に現地を確認しております。以上です。

議 長 次に、申請番号2から9につきまして、同一事業者のため関連しておりますので、一括して池田委員より意見発表をお願いします。

7 番 番号2から9までは関連がございますので、一括でご説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、大豆谷字関下の田8筆、7, 512平方メートルと大豆谷字御堂坊の田5筆、4, 174平方メートル、合計11, 686平方メートルの農地です。転用の目的は、工事及び資材置場用地です。また、申請者の会社は、グラビア印刷機及び関連機器の設計、製造販売をしております。転用に伴い山砂で整地工事を行い、コンクリート舗装を行う計画です。隣接農地への被害防除対策については、ブロック土留めを行い土砂の流出を防止する計画です。また、排水については、雨水排水は調整池集水後オーバーフロー分は放流管より滝川と新設排水路へ放流する計画です。汚水、雑排水は合併浄化槽で浄化後新設排水路へ放流します。申請に必要な書類も全て整っておりますので、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページから7ページをお願いいたします。

申請番号1は、親子間の使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。場所は、第2保育所の東、約150メートルに位置しています。転用の目的は、共同住宅2棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっております。

おり、融資証明書が添付されています。

申請番号２から９は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、北中学校の南、約８００メートルに位置しています。転用の目的は、工場及び資材置場用地です。譲受人は、市内丹尾に本社を構え、業務用の印刷機械、紙及びプラスチック加工機械の設計、製造、販売をてがけております。今般、事業の拡大に伴い、本件土地に工場を新たに建設し、併せて資材置場も確保するものです。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第３号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、４番、農宮委員は退室をお願いいたします。一時休憩します。

（農宮委員退室）

議 長 再開します。
農政課より説明願います。

農政課 議案第３号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。別冊の「令和７年第１次農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第５条第１項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による「令和７年第１次農用地利用集積計画」についてお諮りします。全体といたしまして、利用権の設定が３１件、面積合計は１９５，５９３㎡となっております。今月、設定件数が比較的に多くなっておりますが、これは過去に利用権設定をした方で１２月末での期間終了により利用権の更新として申請が多くあったことによるものであります。１ページから

3 ページは基盤法による 5 年の利用権設定の管理台帳です。なお、5 年設定の方々については、全て利用権の更新となります。1 ページ、5－1 番は、豊成の認定農業者への貸し付けの更新です。5－2 番及び 2 ページ・3 ページとなりますが、5－5 番、5－6 番、5－8 番は、豊成の農業者への貸し付けの更新です。2 ページ、5－3 番は、正気の認定農業者への貸し付けの更新となります。5－4 番は、公平の農業者への貸し付けの更新です。3 ページ、5－7 番は、城西の農業者への貸し付けの更新となっております。4 ページから 16 ページは、提出のありました各筆明細書になります。17 ページから 19 ページは同じく基盤法による 10 年の利用権設定の管理台帳になります。17 ページ、10－1 番は、豊成の認定農業者への貸し付けとなります。10－2 番は、大和の認定農業者への貸し付け、10－3 番は、大和の認定農業者への貸し付けの更新となります。10－4 番は、嶺南の認定農業者への貸し付け、10－5 番は、大和の認定農業者への貸し付けとなります。10－6 番、10－7 番は公平の認定農業者への貸し付けの更新となります。10－8 番は、正気の認定農業者への貸し付けの更新です。18 ページ、10－9 番は、嶺南の農業者への貸し付けの更新、10－10 番、11 番、12 番は、福岡の認定農業者への貸し付けの更新となっております。10－13 番、14 番、15 番、16 番、次ページの 19 番、20 番、21 番、22 番は、福岡の農業者への更新を含む貸し付けとなっております。10－18 番は、正気の農業者への貸し付けとなります。20 ページから 43 ページが提出のありました各筆明細書になります。45 ページは中間管理機構による 10 年の利用権設定の管理台帳になります。10－17 番は、公平の農業者への貸し付けとなります。46 ページから 48 ページは、機構より提出のありました各筆明細書になります。49 ページから 57 ページには利用権の設定を受ける者の農業経営状況を記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しておりまして、農作業従事日数、機械の保有状況等について問題ないと思われます。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第 3 号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
一時休憩します。

(農宮委員入室)

議 長 再開します。
次に、議案第４号、農用地利用集積等促進計画について審議に入ります。
事務局より説明願います。

事務局 議案第４号、農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。議案書は９ページ、資料は別冊の農用地利用集積等促進計画案をお願いいたします。農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件でございます。内容については、農地中間管理機構を介しての賃借権設定、又は使用賃借権設定で、豊成地区の耕作者１名と公平地区の耕作者１名、九十九里町の耕作者１名への貸付となっております。権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件に該当しております。
説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第４号、農用地利用集積等促進計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第５号、賃借料情報の提供について審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 議案書の１０ページをお願いいたします。議案第５号、賃借料情報の提供について、ご説明申し上げます。本件は、農地法の規定に従い、前年中に賃借権が設定された農地の賃借料を集計し、情報提供を行おうとするものでございます。それでは、お手元に配布させていただきました別紙東金市賃借料情報（案）をご覧ください。令和６年１月から令和６年１２月までの間に賃借権が設定された農地の筆数は、田が４５６筆、畑が４３筆でございます。田はデータ数が多いため市内を８地区に分け、畑はデータ数が少ないため市内を一つにまとめて集計いたしました。また、田の場合は賃借料を現物払いとしている契約が多数を占めていることから、１０ア

ールあたりの俵数にて、平均、最高、最低の賃借料を表記しております。賃借料を現金払いとしている契約につきましては、J A山武郡市の集荷価格表を参考にして1俵あたり19,700円で換算しております。本日、ご承認をいただきましたら、広報とうがね、農業委員会だより、市ホームページ、事務局窓口にて情報提供を行う予定でございます。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

2 番 今年の農協の相場が22,000円ですので、まあ、年貢は1俵から1俵半いろいろ現物支給等ありますけど、この価格はちょっと安すぎると思います。昨年、60キロ22,000円追加払いがありまして、業者は25,000円、一番高いところは、27,000円で売買されたそうです。

10 番 賃借料の金額をきめるというのはどういうもんなんでしょうね。十円単位まで書いてあるので信憑性はあると思うんですけど、もう少しざっくり書いた方が皆さん理解しやすいのではないかと思います。

2 番 世間一般は、農協の価格が反映されています。コシヒカリ一等米が22,000円、これが相場です。

11 番 ある方からの相談なんですけど、一反歩1俵で契約してたんですけど、昨年は米が安くて半分に減らされたそうなんですけど、今年は米の値段が上がったのに昨年と同じく半分に減らされてしまっただけで契約しているがそれはいいんだろうかという相談を受けたんで、これは、相対で相談していただくものなんじゃないかな。

事務局 はい、あくまで、参考として提示させてもらっております。実際は、当事者間で柔軟に設定していただくものでございます。

10 番 J Aの価格設定は、8月中頃の価格、8月後半の価格、9月に入ってから価格、その後の価格と何回か金額が違うんですね。年貢を支払う時にどの金額を対象にするか話し合ったことがあるんです。結局、皆さん結論がでないんです。最初は高くて、最後の方は例年ですと下がってくる傾向になります。中間を採るのか、一番量が出るときの価格にするのか、相対できめるのが、J A側としてはいいと思います。

推進委員18番 農地中間管理機構は、9月5日現在のJ Aの一等価格が相場となっております。

10 番 これからは、中間管理機構にシフトしていくと思いますが、今までのこういう

契約をしてる人は、その辺を意に止めておかないと、今は作り手有利ですので、もういいよと言われてたりして困っちゃうんですね。そういうところも含めてやはり考えていかなければいけない時期に来てるかと思います。

推進委員 18 番 これからは、中間管理機構に移行になるので、それに伴ったような賃料の支払い方を新たに考えていかなければいけないと思います。

議 長 他にご意見等ございますでしょうか。

(他に意見なし)

議 長 ご意見等が無い様ですので、採決に移りたいと思います。
議案第 5 号、賃借料情報の提供について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成多数により原案どおり可決されました。
次に、議案第 6 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 議案書の 11 ページをお願いいたします。

議案第 6 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明申し上げます。本議案は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が法令に則り、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っていることに鑑み、すべての農業委員会の総会において、本申し合わせを決議し、かつ、その内容を総会議事録に残すよう全国農業会議所からの要請に基づき実施するものでございます。この決議につきましては、毎年 1 回以上、同様の取り組みが実施されるよう求められていることから、東金市農業委員会におきましては、毎年 1 月の総会において決議するものでございます。それでは、決議文を朗読させていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表者機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記、1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同法第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等

を実施すること。令和 7 年 1 月 6 日。東金市農業委員会。
説明は以上です。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第 6 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、報告第 1 号から第 3 号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の 1 2 ページをお願いいたします。
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。1 1 月 2 6 日から 1 2 月 2 5 日までに受付した案件は 1 件です。相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。
議案書の 1 3 ページから 1 4 ページをお願いいたします。
報告第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」です。1 1 月 2 6 日から 1 2 月 2 5 日までに受付した案件は 3 件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。
議案書の 1 5 ページをお願いいたします。
報告第 3 号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。6 件の照会があり、現地調査を 1 2 月 9 日と 2 3 日に実施いたしました。調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、すべて「非農地」で回答したものでございます。
報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和 7 年 1 月 6 日